



# 神戸市省エネ設備更新補助金 募集要領（申請の手引き）

## 【申請期間】

事前審査：2023年5月15日9：00～2023年6月30日  
交付申請：～2023年8月31日  
実績報告：～2024年1月31日

2023年6月9日版

# 目次

---

1. 概要 .....	1
①目的 .....	1
②補助の内容 .....	1
③申請のながれ.....	2
2. 補助対象者 .....	3
①対象事業者 .....	3
②対象外の事業者.....	5
3. 省エネ診断機関.....	6
4. 省エネ設備更新.....	7
①交付要件 .....	7
②交付対象外の経費.....	10
5. 交付額 .....	11
6. 申請手続き .....	12
①申請期間 .....	12
②申請方法(オンライン).....	12
③提出書類 .....	12
7. 不正受給への対応.....	15
8. お問い合わせ .....	15

## 【更新】

■2023年6月2日 … p 8 (※B) (※C)

→ 1 単位30万円以上の考え方、補助対象経費の考え方を追記しました。

■2023年6月9日 … p 1 3 ・ p 1 4

→ リース「受領委任状」の提出を実績報告時に変更しました。

# 1. 概要

## 1-① 目的

原油価格・物価高騰による市内中小企業の経営負担の軽減や、省エネ・高効率設備への投資促進による市内企業の競争力強化、市内発注要件の設定による域内経済の活性化を目的として、市内中小事業者が専門機関による「**A. 省エネ診断**」(※)により示された改善提案に基づき、既存設備を省エネ効果の高い設備へ更新する費用「**B. 省エネ設備更新**」を補助する。

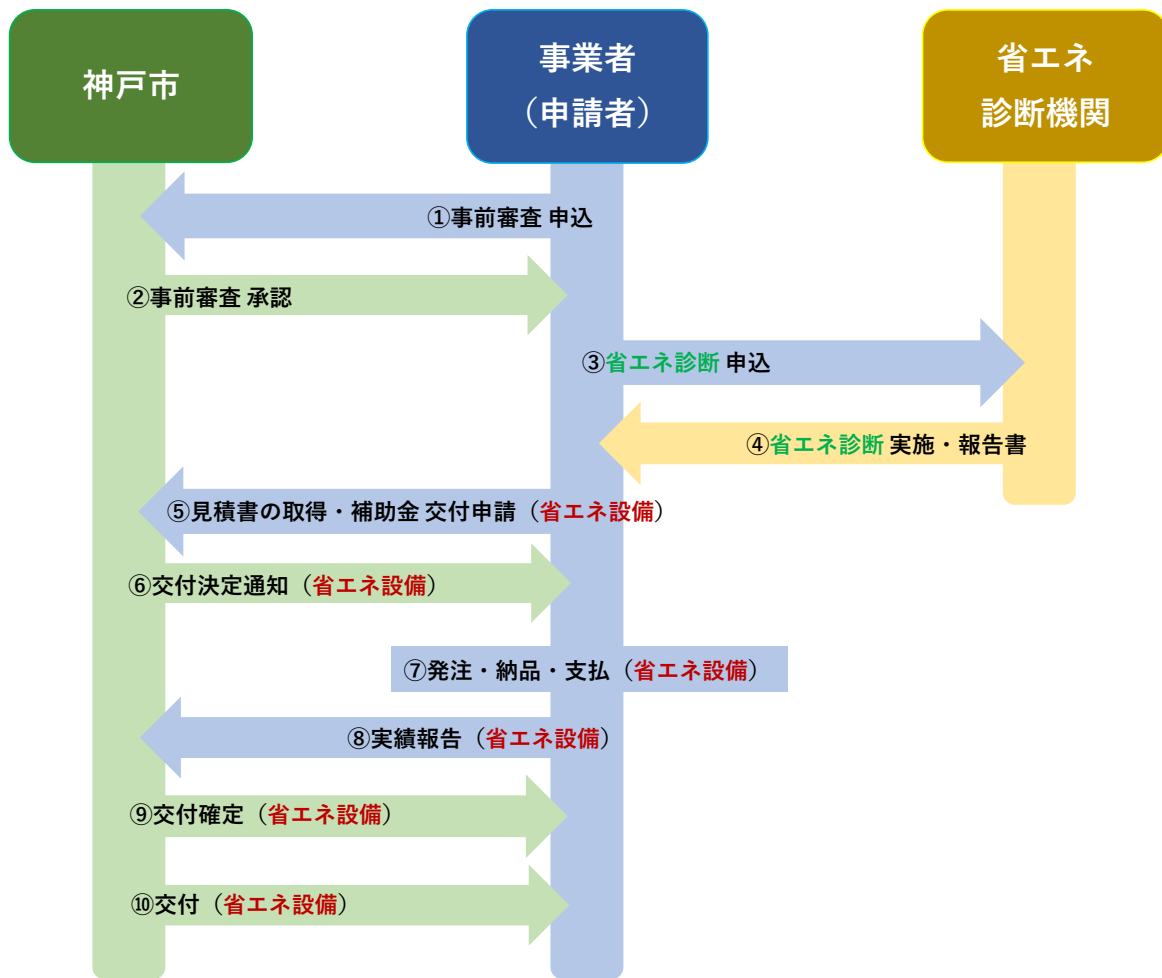
※省エネ診断を行う専門機関により、契約状況や使用電力量の把握、一定期間の設備稼働状況等を把握することで、エネルギー使用状況の把握、改善提案を受けるもの。

## 1-② 補助の内容

	A. 省エネ診断	B. 省エネ設備更新
対象者	神戸市内中小事業者	
対象経費	省エネ診断に要する費用	既存の省エネ設備の更新に要する費用 ※設置工事費等含む（撤去費用は対象外）
交付率	対象経費の全額	対象経費の1/2
交付額	神戸市が診断機関(P.6参照)に直接支払い	下限15万円～上限100万円 (30万円以上の設備投資が必要) 交付要件はP.7参照
受付期間	事前審査：2023年5月15日9:00～2023年6月30日 交付申請：～2023年8月31日 実績報告：～2024年1月31日	

- ※ B. 省エネ設備更新補助のみの申請はできません。  
必ず事前に省エネ診断を受けていただく必要があります。(A. 省エネ診断のみの申請は可)
- ※ 想定申請件数を200件としており、予算の上限に達し次第受付を終了します。
- ※ 消費税は補助対象外となります。
- ※ 申請は、1事業者につき1回かつ1事業所(店舗)の申請となります。
- ※ 同一の設備等において本市及び他の公的補助制度の交付決定又は支払いを受けているもの(他の補助金)と重複して支払いを受けることはできません。(状況を確認するため、他の補助制度執行機関、部署と情報を共有することがあります。)
- ※ 省エネ設備投資において、2024年1月31日までに設備の納品及び実績報告が完了できなかった場合は、補助金を交付することができませんのでご注意ください。

## 1-③ 申請のながれ



- ① 神戸市に事前審査申込書と添付書類を提出。
- ② 神戸市において内容を審査し、申請者に対し承認通知書を送付。
- ③ 申請者から省エネ診断機関（P. 6 参照）に申込（電話もしくはメール）。
- ④ 省エネ診断機関が、申請事業所の省エネ診断を実施し、省エネ診断報告書を申請者に通知。  
（省エネ設備更新を行わない場合は、⑤以降の手続きは不要）
- ⑤ 申請者が、省エネ設備更新の利用を希望する対象設備の見積書を取得し、神戸市に省エネ設備更新補助金の交付申請を行う。
- ⑥ 神戸市において内容を審査し、申請者に交付決定通知を送付。
- ⑦ 申請者は、対象設備を発注し、納品。
- ⑧ 神戸市に実績報告書類を提出。
- ⑨ 神戸市において内容を審査（適宜、現地調査）し、申請者に対し交付確定通知を送付。
- ⑩ 神戸市から申請者に補助金を交付。

※神戸市と申請・通知のやりとりは基本的にオンラインで行います。

※それぞれの必要書類については、P. 12～14「提出書類」をご確認ください。

## 2. 補助対象者

### 2-① 対象事業者

以下①～⑥の全ての要件に該当する事業者

- ① 中小企業者であること（※1）
- ② 神戸市内に本店または主たる事業所（※2）を有すること
- ③ 省エネ診断を受ける補助対象の事業所が神戸市内にあること
- ④ 神戸市税（法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては個人市民税をいう。）の納税義務者（非課税・課税免除・減免等となる者を含む。）であること（※3）
- ⑤ 滞納および未申告の市税がないこと
- ⑥ 省エネ診断を受ける補助対象の事業所が住居兼事務所や住居兼店舗等の住居兼事業所である場合は、事業所と住居部分が明確に区分されていること（※4）

（※1） 中小企業基本法第2条に該当する中小企業者の定義と具体例

業種	定義	具体例
小売業	資本金の額又は出資総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人事業主	飲食店、喫茶店、小売店、コンビニ、居酒屋、スナック、バー、製造小売業（パン屋・菓子屋等）、ガソリンスタンド、通信販売、持ち帰り・配達飲食サービスなど
サービス業	資本金の額又は出資総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人事業主	清掃、クリーニング、理・美容、公衆浴場、不動産業、旅館、ホテル、民宿、ゲストハウス、観光施設、結婚式場、劇場、映画館、スポーツクラブ、カラオケボックス、情報通信業、ソフトウェア業、医療・介護・保育サービス業など
卸売業	資本金の額又は出資総額が1億円以下、又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人事業主	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業など
製造業 その他	資本金の額又は出資総額が3億円以下、又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人事業主	製造業、建設業、運輸業など上記以外のすべて

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合については中小企業基本法第2条の中小企業者に該当しないため対象外となります。

（※2）【法人】の場合は神戸市の法人市民税の課税対象であること（本店は大阪市だが、神戸市にも事業所があり、神戸市に法人市民税を納付している場合、主たる事業所が神戸市内にあるとみなします）【個人事業主】の場合は神戸市内に事業所を有し、神戸市に納税している場合とします。

(※3) 【法人】の場合は会社・法人の「登記事項証明書」（現在事項証明書または履歴事項証明書）及び「法人市民税納税証明書」を確認します。

【個人事業主】の場合は税務署に提出した「開業届」及び「個人市民税納税証明書」を確認します。

※上記で確認できない場合は神戸市から追加書類の提出を依頼させていただきます。

(※4) 事業所と住居部分を明確に区分とは

【対象となる事例】

- ・間仕切り等により住居等他の用途に供される部分と物理的に明確に区別されている場合かつ、事業所の専有部分に設備を導入する場合

【対象外となる事例】

- ・事業所以外にも効果が波及する場合など、専ら事業の用に直接供するものと認められない場合（自宅用としても使用する給湯機・照明・空調等）
- ・自宅兼事業所としており、部屋のデスクの部分のみを仕事スペースとして使用する等、自宅と事業所エリアの明確な区分けがされていない場合
- ・固定した仕切り等物理的な独立性が十分担保されていないまま、他の事業者と同じ部屋・空間で事業所を使用し業務を行っている場合 等

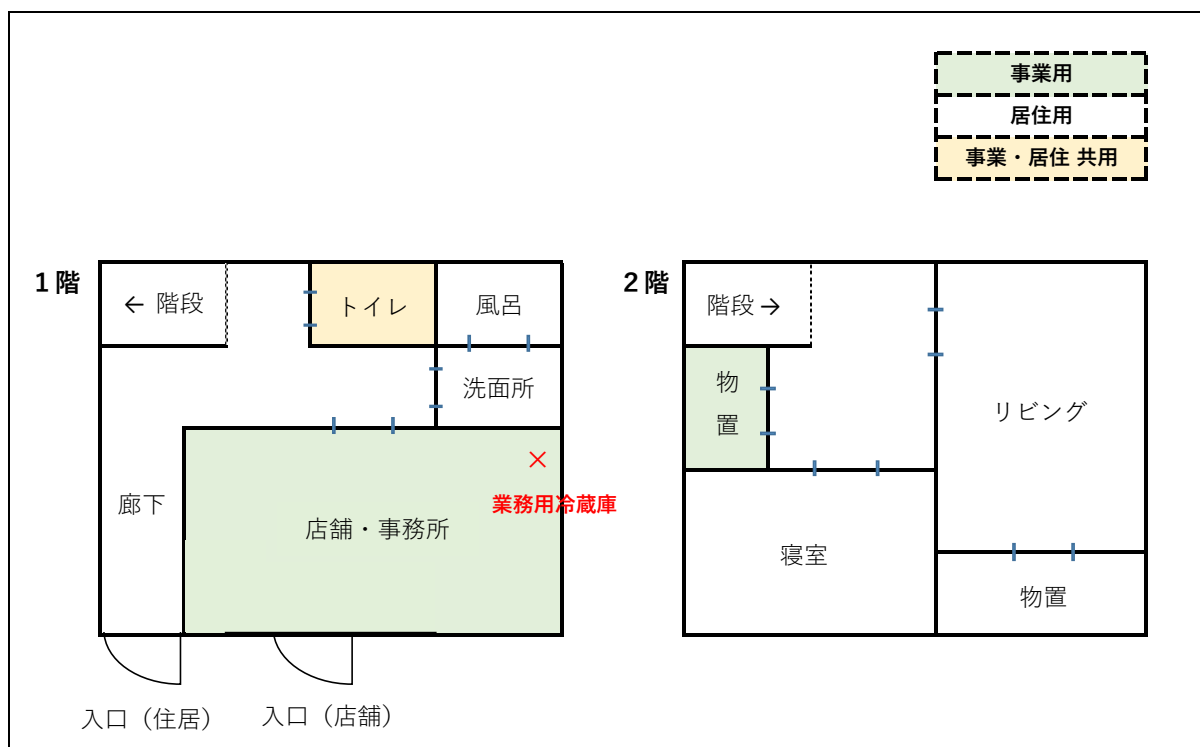
【注意事項】

- ・事前審査申請の際に、作成例を参考に、間取り図を提出ください。
- ・住居兼事業所の場合、個々の機器ごとの計測が困難であることも想定されるため、省エネ診断が実施できない場合もあります。詳細は、診断機関にご相談ください。

【間取り図 作成例】

※ ①事業用、②居住用、③居住・事業共用の3区分について、分かりやすく色分けし作成してください。

※ 省エネ診断の対象となり得る設備の名称を記載し、設置場所を × で示してください。



## 2-② 対象外の事業者

---

以下①～⑦のいずれかに該当する事業者は対象外です。

- ① みなし大企業（※）
- ② 政治団体
- ③ 宗教上の組織若しくは団体
- ④ 暴力団、暴力団員、暴力団等と密接な関係を有する事業者
- ⑤ 暴力団等が経営に事実上参画している事業者
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ⑦ その他、神戸市が補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断した事業者

※「みなし大企業」の定義（以下のいずれかに該当する事業者）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業

## 3. 省エネ診断機関

### A. 省エネ診断

- ・神戸市から「事前審査申請」の承認通知が送付されたら、以下の①～③の診断機関のいずれかにご連絡ください。診断機関による省エネ診断を受けていただきます。
- ・診断機関に対して神戸市からの「事前審査承認通知」の写しを必ずご提出ください。
- ・診断にあたっては、事前調査や書類のやりとり・現地調査・結果報告が必要ですので、スムーズな診断が行えるようご協力ください。

診断機関	連絡先
① NPO法人ワット神戸	TEL 078-222-8039 10:00～12:00、13:00～16:00 (土曜、日曜、祝日を除く) Mail: <a href="mailto:wattkobe@r5.dion.ne.jp">wattkobe@r5.dion.ne.jp</a>
② 株式会社みのりアソシエイツ	TEL:078-595-9668 10:00～17:00 (土曜、日曜、祝日を除く) Mail: <a href="mailto:info@enehojo.jp">info@enehojo.jp</a>
③ 一般社団法人省エネプラットフォーム協会	TEL 06-6585-9241 10:00～16:00 (土曜、日曜、祝日を除く) Mail:HPのお問合せフォーム <a href="https://s-platform.or.jp/contact">https://s-platform.or.jp/contact</a>
※上記3機関は、令和4年度「省エネお助け隊」 (経済産業省資源エネルギー庁 地域プラットフォーム構築事業)における兵庫県相談窓口です。	

- ※ **B. 省エネ設備更新** の申請には、必ず省エネ診断を受けていただく必要があります。
- ※ 省エネ診断を受けられる設備は、P.7の(別表)に記載する「対象設備(区分)」①～⑨のうち3区分以内となります。更新を希望する設備や診断を受けたい区分がありましたら、あらかじめ診断機関にご相談ください。
- ※ 本事業の開始前に独自で省エネ診断を受けた際の診断報告書については、2022年(令和4年)12月1日以降の本事業の開始までのもの、かつ以下の診断機関である場合に限り有効とみなします。改めて診断を受けていただく必要はありませんが、この場合、省エネ診断にかかる費用は補助対象外となります。
  - ・経済産業省「地域プラットフォーム構築事業(省エネお助け隊)」による診断機関「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」による診断機関
  - ・一般社団法人 省エネルギーセンター 「省エネ最適化診断」
  - ・神戸市環境局「市内中小企業の省エネ診断事業」による診断機関
  - ・その他公的機関の関連事業による省エネに関する診断で神戸市が認めるもの



## 4. 省エネ設備更新

### 4-① 交付要件

#### B. 省エネ設備更新

以下①～⑦の全ての要件に該当する既存設備の更新費用（新規導入する設備は対象外）

- ① 省エネ診断において示された改善提案に基づいたもの
- ② 専ら事業の用に直接供するもの
- ③ 市内事業者から調達するもの（※A）
- ④ 資産計上されるもの（※B）
- ⑤ 1単位あたり税抜30万円以上のもの（※C）
- ⑥ 原則として交付決定後の契約・発注であること  
（但し事業者責任での補助金の交付申請日の翌日以降の契約・発注を認める）（※D）
- ⑦ 1事業者につき1回かつ1事業所（店舗）の申請とし、更新する対象設備（別表）は3区分以内かつ6単位以内であること

（ア）省エネ診断を受けられる設備は、以下の表に記載する「対象設備（区分）」の①～⑨のうち3区分以内となります。更新を希望する設備がありましたら、あらかじめ診断機関にご相談ください。

（イ）リースについては、ファイナンス・リース取引のみ対象とします。（※E）

（ウ）処分制限期間（法定耐用年数）は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年 大蔵省令第15号）」に定める耐用年数（法定耐用年数）です。

（別表）

対象設備（区分）	対象となる要件（単位）
①空調設備	工事を伴う高効率空調機への更新に限る
②照明設備	高効率LED照明への更新に限る ※既存の照明設備を新たに高効率LED照明に更新するもの （光源部のみ交換やLEDからLEDへの交換は不可） ※令和5年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準11-1 （P72～照明器具）を満たすもの
③ボイラー・給湯機	工事を伴う高効率機への更新に限る
④コンプレッサー	高効率機器への更新に限る ※ポータブル型を除く
⑤受変電設備	高効率変圧器への更新に限る
⑥冷凍冷蔵設備	高効率機器への更新に限る
⑦給排水・排水処理	ポンプのインバータ制御のある設備への更新
⑧工業炉	炉体の保温・断熱 排熱回収・利用
⑨生産設備	高効率機器への更新 ポンプ・ファン・ブローアのインバータ制御のある設備への更新

**【注意!!】** 設備によっては納期まで日程を要する場合がございます。  
2024年1月31日までに設備の納品及び実績報告が完了できなかった場合は、補助金を交付することができませんので十分にご注意ください。

(※A) 市内事業者から調達するものとは

更新する設備については市内事業者からの調達のみ認めるものとします。市内事業者の確認については、見積書及び領収書に記載されている事業者の住所で確認し、神戸市内である場合に限ります。確認できない場合は認められません。

見積書は購入する設備単位ごとに分けて作成してください。

【法人の場合】

神戸市法人市民税の課税対象であること。

(本店は大阪市だが、神戸市にも事業所があり、神戸市に法人市民税を納付している場合、主たる事業所が神戸市内にあるとみなします。)

【個人事業主の場合】

神戸市内に事業所を有し、神戸市に納税していることとします。

(※B) 資産計上されるものとは

購入対価、付随費用(配送費、荷役費、購入手数料、取付費用等)のうち、資産計上されるものの合計額とします。

(個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、税理士や所管税務署等にご確認ください)  
補助対象経費として認められるかどうかは、神戸市において個別に審査いたします。

(※C) 1単位あたり税抜30万円以上のものとは(対象となる経費とは)

- ・ 基本的に1つの設備で30万円以上のものです。(エアコン1台、冷蔵庫1台など。)  
LED照明のみ、区切られた同一部屋の中のものを含めることができます。
- ・ 設備本体に加え、設備本体と一体として支払われる付属設備の購入及び設置工事費等についても、神戸市が審査で認める場合、対象となります。
- ・ 補助対象経費として認められるかどうかは、神戸市において個別に審査いたします。
- ・ 設備の購入とは別に付属品や工事を発注している場合、その費用は補助対象経費として認められません。
- ・ 諸経費・雑費など不明瞭な費目は対象経費に含めることはできません。
- ・ 会計上、通常1単位として資産計上されるものとします。

〔例〕 購入物・運送費・設置工事費 一式

同一部屋のLED照明

(※D) 補助金の交付申請日の翌日以降の契約・発注とは

- ・ 原則として交付決定(P2「申請の流れ」のうち⑥交付決定)後の契約・発注としますが、納期まで日程を要する等の理由により少しでも早く契約・発注を行いたい場合には、補助金の交付申請日(P2申請の流れのうち⑤交付申請)の翌日以降の契約・発注を認めます。
- ・ ただし、審査の結果、補助金が不交付となった場合には、補助金の交付はできませんので、交付決定より前に契約・発注される場合にはその点も踏まえ、事業者の責任において行ってください。不交付の場合に神戸市では責任を負えませんのでその旨十分ご注意ください。
- ・ (注) 事前申請及び省エネ診断中における契約・発注は認められません。

(※E) 対象とするリースとは

- ・「ファイナンス・リース」取引に限ります。（割賦契約はリースには含みません）。
  - ・リース会社、設備の販売会社がともに市内事業者であることとします。
  - ・リース事業者は1事業者（申請者）につき1社とします。
  - ・補助対象設備を処分制限期間（法定耐用年数）以上の期間で使用することを前提とした契約であることとします。
  - ・設備使用者がリース会社に支払うリース料の中から、補助金相当分全額が減額されること等を条件に、リース会社に対し補助金を交付します。
- ※処分制限期間（法定耐用年数）は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年 大蔵省令第15号）」に定める耐用年数（法定耐用年数）です。
- ・リース期間中の中途解約又は解除が原則できない契約であること。

【対象外のリース契約】

- ・ファイナンス・リース以外のリース（オペレーションリース）  
（セール&リースバック取引、転リース取引等）

【補助対象経費】

- ・リース会社が設備販売元に支払う物件金額+取得に要する費用（運送費・設置工事費）  
※物件費以外の費用（消耗品・保守費用・金利・保険料等）は対象外。

【補助対象となる条件と交付先】

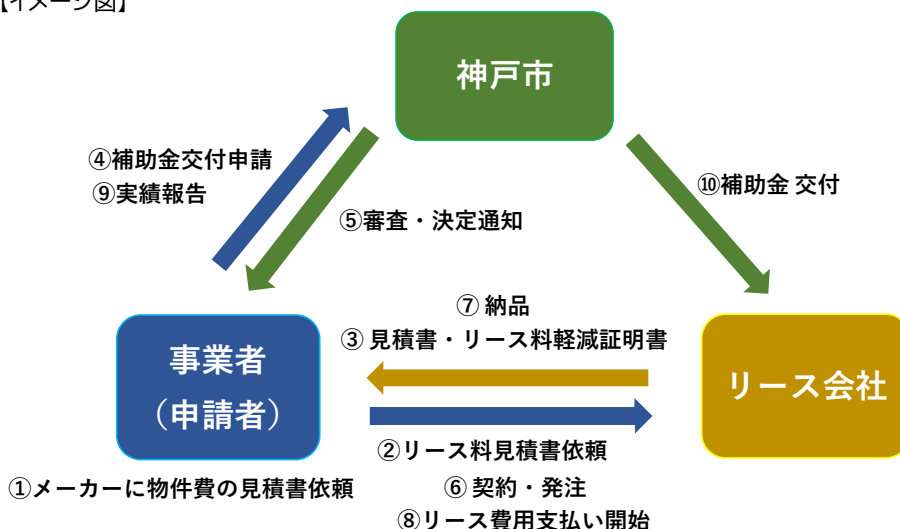
- ・事業者（申請者）がリース会社に支払うリース料の中から、補助金相当分全額が減額されること等を条件に、リース会社に対し補助金を交付するものとします。
- ・事業者（申請者）が購入予定の省エネ設備の見積書を取得し、リース会社がリース料の見積書と共に「リース料軽減証明書兼誓約書」（様式3）を作成のうえ事業者（申請者）を通じて神戸市に提出し、神戸市において審査を行います。

【申請方法】

- ・リース事業者は1事業者（申請者）につき1社とし、補助金の交付はリース会社に対して行います。補助交付先をリース会社とすることについて、事業者（申請者）の「受領委任状」（様式4）が原本で必要となります。

【提出書類】 ※P.12~14「提出書類」をご確認ください。

【イメージ図】



## 4-② 交付対象外の経費

### B. 省エネ設備更新

- ・主たる事業を遂行するうえで直接使用しない設備（社員食堂の空調や社員が使用する事務所冷蔵庫等）
  - ・新規で導入する設備（既存設備の更新のみ対象となります）
  - ・中古製品
  - ・申請事業者と省エネ設備の調達先事業者の双方の代表者または役員が、配偶者または2親等以内の親族の関係にある場合等（親族間取引）
  - ・自社、親会社・子会社、関連会社等から購入したもの（資本関係）
  - ・当該設備の販売事業を営んでいない（開業していない）知人・個人から購入したもの
  - ・販売、転売による利益を目的としているもの
  - ・OA機器やAV機器（パソコン・タブレット・コピー機・モニター等）
  - ・市場価格から著しく離れていると神戸市で判断した場合
  - ・撤去・処分等にかかる費用
  - ・容易に取り外しや移動ができるもの 等
- ※ 省エネ設備投資のみの申請はできません。  
必ず省エネ診断を受けていただく必要があります（省エネ診断のみの申請は可能）。
- ※ 消費税は補助対象外となります。
- ※ 申請は、1事業者につき1回かつ1事業所（店舗）の申請となります。
- ※ 同一の設備等において本市及び他の公的補助制度の交付決定または支払いを受けているもの（他の補助金）と重複して支払いを受けることはできません。（状況を確認するため、他の補助制度執行機関、部署と情報を共有することがあります。）
- ※ 2024年1月31日までに設備の購入・実績報告が完了できなかった場合は、補助金を交付することができませんのでご注意ください。

## 5. 交付額

### A. 省エネ診断

- ・補助対象経費の全額
  - ・神戸市から診断機関へ直接支払う
- ※申請者の手続きは必要ありません。

### B. 省エネ設備更新

- ・補助対象経費の1/2
  - ・下限15万円～上限100万円
- ※ 1単位あたり税抜30万円以上の設備投資が必要  
 ※ 消費税は補助対象外  
 ※ 千円未満切捨て

【※注意】 全て税抜金額です

	① 設備投資費用 (税抜き)	→	② (①×1/2) (税抜き)	→	③ 交付額(税抜き) (②から千円未満切捨て)
ア	20万円		不交付 (下限額に満たないため)		×
イ	30万円		15万円		15万円 <b>下限</b>
ウ	335,000円		167,500円		167,000円
エ	684,500円		342,250円		342,000円
オ	200万円		100万円		100万円 <b>上限</b>
カ	500万円		250万円		100万円 <b>上限</b>

【注意!!】 税込み30万円は補助対象外となるためご注意ください。

## 6. 申請手続き

### 6-① 申請期間

事前審査： 2023年5月15日9:00 ~ 2023年6月30日  
交付申請： ~ 2023年8月31日  
実績報告： ~ 2024年1月31日

### 6-② 申請方法（オンライン）

- ・2023年5月15日（月）9:00よりオンライン「e-KOBE(スマート申請システム)」により申請を受け付けます。※事業者アカウントの登録は事前に実施可能です。
- ・申請方法は「e-KOBE(スマート申請システム)マニュアル」をご覧ください。
- ・マニュアル・必要書類等は以下の「神戸市省エネ設備更新補助金」のホームページからダウンロードできますのでご覧ください。



■ 「神戸市省エネ設備更新補助金」 ホームページ

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/shoenehojo.html>

■ 「e-KOBE(スマート申請システム)」

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

### 6-③ 提出書類

#### (ア) 事前審査

※⑤ → 住居兼事業所の場合のみ必要

①	<input type="checkbox"/> 事前審査申込書 ※オンラインで直接入力
②	<input type="checkbox"/> 宣誓・同意書 【様式1】
③	<input type="checkbox"/> 【法人の場合】 登記事項証明書（現在事項証明書または履歴事項証明書） 【個人事業主の場合】 開業届（監督官庁の受領印があるもの）
④	<input type="checkbox"/> 【法人の場合】 神戸市の法人市民税 納税証明書（3か月以内に発行されたもの） 【個人事業主の場合】 神戸市の個人市民税 納税証明書（3か月以内に発行されたもの）
【住居兼事業所の場合の追加書類】	
⑤	<input type="checkbox"/> 間取り図（p.4「間取り図 作成例」参照）

## (イ) 交付申請

※⑥⑦ → リース契約の場合のみ必要

①	<input type="checkbox"/> 交付申請書 ※オンラインで直接入力
②	<input type="checkbox"/> 省エネ診断報告書の写し（診断機関が発行したもの）
③	<input type="checkbox"/> 購入予定の省エネ設備の見積書【様式2-1・2-2】（注意！神戸市所定の様式に限ります） ※ 購入する設備単位ごとに見積書を取得すること ※ 見積書に記載されている発行元事業者が神戸市内の住所であること ※ 「〇〇設備〇〇円、工事費〇〇円」等の各内訳、税抜額・消費税額・税込額を明確に記載し、設備は型番も記載すること ※ リース契約の場合も必ず必要ですのでご注意ください
④	<input type="checkbox"/> 購入予定の省エネ設備の仕様書
⑤	<input type="checkbox"/> 更新前の省エネ設備の写真を2パターン(①設備全体・②型番) ※ ①設置場所と設備全体が写るもの ②設備の型番が近接ではっきり写るものをそれぞれ撮影すること ※ 現在の設置状態で撮影すること
【リース契約の場合の追加書類】	
⑥	<input type="checkbox"/> リース料軽減証明書兼誓約書【様式3】
⑦	<input type="checkbox"/> リース料の見積書 ※ 購入する設備単位ごとに見積書を取得すること ※ 見積書に記載されている発行元事業者が神戸市内の住所であること ※ 型番、税抜額・消費税額・税込額を明確に記載すること ※ 物件費以外の費用(運送費・設置工事費・消耗品・保守費用・金利・保険料等)について区別できるよう記載すること

## (ウ) 変更・廃止承認申請

【変更承認申請】	… 交付決定後、決定内容を変更したい場合【オンラインで申請】
【廃止承認申請】	… 交付決定後、補助申請を辞退したい場合【オンラインで申請】

## (工) 実績報告

※⑤⑥ → リース契約の場合のみ必要

①	<input type="checkbox"/> 実績報告書 ※オンラインで直接入力
②	<input type="checkbox"/> 設備購入元との発注書・納品書・請求書の写し(すべて) ※ 発行者が見積書と同じ事業者であり、記載住所が神戸市内であること ※ 原則として購入する設備単位ごとに取得すること ※ 「〇〇設備〇〇円、工事費〇〇円」等の各内訳、税抜額・消費税額・税込額を明確に記載し、設備は型番も記載すること ※ 市の審査では、提出済みの見積書と照らしあわせて審査を行いますので、確認できない場合は詳細がわかる書類を再度提出していただきます
③	<input type="checkbox"/> 設備購入元(リース会社)が発行した領収書 ※ 支払者名(補助金申請者)、設備購入元、業務内容、支払日、支払額、金額(税別表記)、押印があること
④	<input type="checkbox"/> 更新後の省エネ設備の写真を2パターン(①設備全体・②型番) ※ ①設置場所と設備全体が写るもの ②設備の型番が近接ではっきり写るものをそれぞれ撮影すること ※ 設置完了後の状態で撮影すること
【リース契約の場合の追加書類】	
⑤	<input type="checkbox"/> リース契約書
⑥	<input type="checkbox"/> 受領委任状【様式4】 (注意!)原本が必要ですのでこの様式のみ別途郵送ください。

※リース契約の場合のみ、受領委任状【様式4】の原本を以下に郵送ください。

【送付先】

〒651-0087

神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館 4階

神戸市経済観光局経済政策課 省エネ補助金担当 宛

## (オ) その他注意事項

【注意事項】	① 申請の内容により随時、市から追加の必要書類を依頼させていただきます。スムーズな審査にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。
	② 設備単位に関わらず、交付申請・実績報告については一括で申請ください。1事業者につき1度の申請しかできません。
	③ 原則として交付決定額と実績報告額は同額である必要があります。事情等により金額が変更となった場合には、変更申請が必要となりますので、個別にお問合せください。



## 7. 不正受給への対応

提出された申請情報等について、不審な点がみられる場合、調査を行うことがあります。調査を行った後、不正受給に該当することが判明した場合は、以下の措置を行います。

- ・助成金の全額に加算金等を加えた額の返還請求を行います。
- ・申請者の法人等の公表を行うことがあります。
- ・不正の内容等により、助成金の受給に関し犯罪事実があると思料するときは、不正に助成金を受給した申請者を告訴・告発します。

## 8. お問い合わせ



神戸市経済観光局経済政策課

TEL : 078-984-0261

078-984-0262

078-984-0330

※電話対応は、土日祝を除く8:45～17:30（12:00～13:00を除く）となります。

メールアドレス : [kinkyukeizai@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kinkyukeizai@office.city.kobe.lg.jp)

ホームページ : <https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/shoenehojo.html>